

公益財団法人徳島県勤労者福祉ネットワーク

公益充実資金取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人徳島県勤労者福祉ネットワーク（以下、当財団と言う。）の公益目的事業の円滑かつ計画的な実施を図るため、公益会計基準に基づき公益充実資金の設定及び管理に関する事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「公益充実資金」とは、当財団の公益目的事業を充実させるために、公益会計基準に従って積み立てる資金をいう。

(積立の方針)

第3条 公益充実資金の積立ては、次の各号のいずれかに該当する場合に行う。

- (1) 公益目的事業の計画的な実施のための将来必要とされる経費を準備する場合
- (2) 公益目的事業の充実・新規実施にあたり、所要の財源を確保する場合
- (3) その他、理事会が特に必要と認めた場合

(積立額及び方法)

第4条 公益充実資金の積立額及び積立方法は、当該年度の事業計画及び収支予算に基づき理事会が決定する。

(取崩し)

第5条 公益充実資金の取崩しは、積立の目的に従って行うものとし、理事会の決議を経なければならない。

(管理)

第6条 公益充実資金は、他の資金と明確に区分して経理し、その収支及び残高を財務諸表に明示する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、2025年9月16日から施行する。

なお、2012年4月1日制定の「特定費用準備資金取扱規則」は、この規定の施行をもって廃止する。従前の「特定費用準備資金」の名称は、公益法人会計基準法上「公益充実資金」と読み替えるものとする。